

愛知県家畜及び鶏等改良増殖計画

I 乳用牛

1 愛知県における酪農の現状と課題

愛知県の酪農は、名古屋市を中心とした大消費地の飲用需要を背景に、都市近郊型専業酪農経営として発展し、令和6年2月1日現在では、飼養頭数 18,500頭、生乳生産量 136,333t といずれも全国第8位であり、わが国有数の酪農県となっている。また、1戸当たりの飼養頭数は、93.0頭と全国第8位で、経営の大規模化が進んでいる。

しかしながら、世界的な情勢の変化に伴う生産コストの上昇による経営難を背景として、他の都府県同様、飼養頭数は減少傾向となっており、生乳生産基盤の弱体化が懸念される。

こうした中、長命連産性の高い牛群への転換を積極的に進めることで、生産性の向上及び経営の改善を図りながら酪農生産基盤を維持していく取組を進めていくことが求められている。また、持続可能な食料システムを構築するため、多様化する牛乳・乳製品需要に的確に対応するとともに、夏場の暑熱への対策やアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理、温室効果ガスの排出の抑制など新たな対応についても取組の推進が必要となっている。

2 改良目標

(1) 能力等に関する改良目標

乳用牛の生産性を高めるためには、泌乳形質と体型形質をバランスよく改良することが重要であるため、独立行政法人家畜改良センターが実施する遺伝的能力評価を積極的に取り入れながら推進していくものとする。

ア 乳量

各形質とのバランスを確保した上で、1頭当たりの乳量の向上を図る。

イ 泌乳持続性

泌乳期間中に必要なエネルギーの変化を小さくすることで、代謝異常等による疾病の低減が見込まれることから、泌乳曲線を平準化させることで泌乳持続性の向上を図る。

ウ 乳成分

消費者ニーズに即した良質な牛乳・乳製品の多様な用途に安定的に仕向けられるよう、現在の乳成分率を維持していく。

エ 繁殖性

分娩間隔が長期化している個体の把握とその状態に応じた適正な飼養管理を励行する。また、長命連産性の向上を図るため、繁殖に関連した疾病へ

の抵抗性に着目した改良を推進する。

オ 飼料利用性

飼料給与に係る各種データの収集やボディコンディションスコアに基づく個体管理を推進することにより、飼料利用性の向上を図る。

カ その他の形質

夏場の記録的な暑さ及び労働力不足による搾乳ロボットの必要性の高まりを踏まえ、暑熱耐性や搾乳ロボット適合性についての情報収集及び改良を推進する。

《能力に関する目標数値》

	乳量	乳成分		
		乳脂率	無脂乳固形分率	乳蛋白質
	kg/年/頭	%	%	%
現在	9,402	3.92	8.86	3.41
目標 (令和17年度)	10,280	現在の乳成分率を引き続き維持		

(2) 能力向上に資する取組

遺伝的能力評価等を活用して効率的に優良雌牛を増殖させる。

ア 改良手法

- (ア) 一般社団法人家畜改良事業団が実施する種雄牛の作出に積極的に参画するとともに、牛群検定の活用を推進する。
- (イ) 受精卵移植や性選別精液を用いた人工授精の受胎率を向上させる取組を推進する。
- (ウ) 畜産総合センターにおいて、北米から超優良受精卵を導入することにより優秀な娘牛を作出し、県内生産者へ譲渡して県内雌牛群の整備・増殖を牽引する。
- (エ) 暑熱耐性等有用な遺伝形質を保有する遺伝資源を積極的に導入し、改良及び普及に努める。

イ 飼養管理

- (ア) 牛群検定やゲノミック評価から得られる情報を基に、飼養管理の改善を促進するとともに、ICT(情報通信技術)等の新技術の活用も含めた繁殖管理の効率化を推進する。
- (イ) 生産コストの低減や国産飼料の利用拡大を図るため、放牧の利用、耕畜連携等による牧草や飼料用稲、青刈りとうもろこし等の国産粗飼料の生産・利用、地域の未利用資源の活用を推進する。

(ウ)「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」(令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知)及び「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」(令和5年7月26日付け5畜産第1063号)の周知・普及を推進する。

(エ)年々進行する地球温暖化への対応も含め、持続可能な酪農経営を実現するため、畜舎等の暑熱対策に取り組むとともに、温室効果ガス削減対策、堆肥の高品質化・広域流通等による耕畜連携など、環境負荷の低減を図る取組を推進する。

ウ 衛生管理

家畜疾病の発生予防、まん延防止及び薬剤耐性菌のリスク低減のため、生産者に対し飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導し、抗菌剤の慎重使用を推進する。

また、農場 HACCP や畜産 GAP 等の普及・定着化を通じ、衛生管理に係る作業内容の標準化、記録、点検、見直しをすることで、安全で良質な生乳を供給し、消費者の信頼確保及び乳房炎の減少等による生産性の向上を図る。

3 今後の推進方策

(1) 飼養頭数

牛乳・乳製品の需要動向に即した生産を行うことを旨として、飼養頭数を16,100頭とする。

(2) 推進体制

乳用牛の改良増殖、新技術の試験研究及び普及を図るため、畜産総合センター、農業総合試験場を中心に、農林水産事務所、農業大学校、家畜保健衛生所、市町村及び関係団体との連携を強固なものとし、一体となった推進に努めるものとする。

II 肉用牛

1 愛知県における肉用牛生産の現状と課題

愛知県の肉用牛は、令和6年2月1日現在、飼養戸数314戸、飼養頭数42,300頭であり、全国第18位の飼養頭数となっている。令和3年度までは堅調な食肉需要に支えられ、和牛繁殖雌牛、肥育牛ともに飼養頭数が増加したが、令和4年度以降は牛肉需要の減退等の影響により一転して減少傾向にある。

また、飼料価格の高止まり等による生産コストの増大、消費者の生活防衛意識の高まりを背景とした牛肉需要の減退による枝肉価格の低迷等の厳しい状況にあることから、需要に応じた、より効率的な肉用牛生産が求められている。

このため、脂肪交雑を活かした牛肉生産だけでなく、脂肪の質の向上等、新たな形質に注目した改良や、分娩間隔の短縮、飼料利用性の向上及び短期肥育等によるコスト低減の取り組みを推進する。

2 改良目標

(1) 能力に関する改良目標

肉用牛生産の維持と生産コストの低減に向けた改良に取り組むとともに、多様化する消費者ニーズに応え、食味の向上等を目的とした改良を推進する。

ア 産肉能力

生産コストの低減や適度な脂肪交雑の牛肉に対する関心の高まりなどを考慮し、早期に十分な体重に達し、現状と同程度の脂肪交雑に加えて、脂肪の質等の食味の向上に重点を置いた和牛繁殖雌牛の選抜を推進する。

《去勢肥育牛の能力に関する目標数値》

	品種	肥育開始時		肥育終了時		1日平均増体重	肉質等級
		月齢	体重	月齢	体重		
現在	黒毛和種	か月 9.2 ^{※1}	kg 315 ^{※1}	か月 29.1 ^{※2}	kg 788 ^{※2}	kg 0.78	4.7 ^{※3}
	乳用種	8.2 ^{※1}	283 ^{※1}	20.0 ^{※2}	684 ^{※2}	1.12	2.0 ^{※3}
	交雑種	8.5 ^{※1}	329 ^{※1}	26.0 ^{※2}	884 ^{※2}	1.04	3.4 ^{※3}
目標 (令和17年度)	黒毛和種	8.0	280	27.0	775	0.86	4.7
	乳用種	7.0	300	18.0	785	1.45	2.0
	交雑種	7.0	290	24.0	835	1.05	3.4

※1 令和5年度あいち家畜市場実績

※2 令和5年度県内と畜場実績

※3 公益社団法人日本食肉格付協会 牛枝肉格付 出荷県別格付結果情報 (令和5年度)

イ 繁殖能力

初回種付時の発育状況に配慮しつつ、初産月齢の維持に努めるとともに、一年一産を確実に実施するため、適切な繁殖管理を通じて受胎率の向上及び

分娩間隔の短縮を図る。

《繁殖能力に関する目標数値》

	品種	初産月齢	分娩間隔
現在	黒毛和種	25.1 [※] か月	13.2 か月
目標 (令和17年度)	黒毛和種	25.1	12.5

※：公益社団法人全国和牛登録協会
令和7年10月初産月齢と分娩間隔の育種価評価結果の概要（愛知県）

(2) 体型に関する改良目標

発育標準に応じた発育を示すとともに、系統の特性に応じた適度な体積がある体形とし、十分な肉量が確保できるよう、体の幅や長さ、深さのある体型とする。

《繁殖雌牛の体型に関する目標数値（成熟時）》

	品種	体高	胸囲	かん幅	体重
現在	黒毛和種	130 [※] cm	187 [※] cm	47 [※] cm	498 [※] kg
目標 (令和17年度)	黒毛和種	130	190	48	520

※：令和5年度登録審査時の体型測定結果から35か月齢時を推定

(3) 能力向上に資する取組

遺伝的能力評価等を活用して効率的に優良雌牛を増殖させる。

ア 改良手法

(ア) 受精卵移植等を活用した計画交配により、優良雌牛の増殖を推進し、雌側からの改良を促進する。特に、畜産総合センター三河高原牧場では、改良基礎雌牛群の整備を進め、併せて受精卵移植技術を有効活用し、県内和牛繁殖雌牛群の整備・増殖を牽引する。

(イ) 検定済種雄牛と雌牛群の計画的交配を推進し、能力の向上を図るものとし、一般社団法人家畜改良事業団等が実施する種雄牛作出に積極的に参画するとともに、優良種雄牛の精液の確保を推進する。

(ウ) これまで蓄積した育種価情報を最大限に活用するとともに、SNP情報を

活用したゲノミック評価等の活用を推進し、和牛繁殖雌牛の改良促進や肥育素牛の生産強化を図る。

イ 飼養管理

(ア) 和牛繁殖雌牛については、一年一産を実現するため、ICT(情報通信技術)の活用等により、確実な発情発見や授精適期の把握を行うとともに、分娩事故の低減に努める。

(イ) 優良な肉用子牛の遺伝的能力を十分に発揮させ、生産性を向上させるためには、快適な環境の下、適切な栄養状態で飼養することが重要であることから、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」(令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知)及び「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」(令和5年7月26日付け5畜産第1064号)の周知・普及を推進する。

(ウ) 年々進行する地球温暖化への対応を含め、持続可能な肉用牛生産を実現するため、畜舎等の暑熱対策に取り組むとともに、温室効果ガス削減対策、堆肥の高品質化・広域流通等による耕畜連携など、環境負荷の低減を図る取組を推進する。

(エ) 生産コストの低減や国産飼料の利用の拡大を図るため、放牧の利用、耕畜連携等による牧草や飼料用稲、青刈りとうもろこし等の国産粗飼料の生産・利用、地域の未利用資源の活用を推進する。

ウ 衛生管理

家畜疾病の発生予防、まん延防止及び薬剤耐性菌のリスク低減のため、生産者に対し飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導し、抗菌剤の慎重使用を推進する。

また、農場 HACCP や畜産 GAP 等の普及・定着を通じ、衛生管理に係る作業内容の標準化、記録、点検、見直しをすることで、安全な畜産物の生産を推進する。

3 今後の推進方策

(1) 飼養頭数

和牛繁殖雌牛の更新を促進し、肉質や増体に優れた素牛生産を推進するとともに、受精卵移植を用いた肉専用種生産を積極的に進めるなどにより生産基盤を維持し、飼養頭数 42,300 頭の維持を図る。

(2) 推進体制

肉用牛の改良増殖、新技術等の試験研究及び普及を図るため、畜産総合センター、農業総合試験場を中心に、農林水産事務所、農業大学校、家畜保健衛生所、市町村及びみかわ牛銘柄推進協議会や愛知県和牛改良協会をはじめとした関係団体と密接な連携の下、関係者が一体となった推進に努めるものとする。

III 豚

1 愛知県における養豚の現状と課題

愛知県の養豚は、県内の飼養豚における豚熱発生前の平成 31 年 2 月 1 日時点においては、飼養戸数 197 戸、飼養頭数 352,700 頭、子取り用めす豚飼養戸数 171 戸、同飼養頭数 34,200 頭であり、飼養戸数では全国第 8 位、飼養頭数では全国第 9 位の地位を占めていた。しかし、平成 31 年 2 月 6 日から令和元年 12 月までに豚熱が 18 例（32 戸 47 農場）発生し、65,296 頭が殺処分された。

その後、配合飼料を始めとする生産資材の高騰や後継者不足等の影響により、子取り用めす豚飼養頭数 50 頭未満の小規模生産者を中心に廃業が進んだ一方で、大規模生産者を中心としたクラスター事業等を活用した増頭により集約化が進み、令和 6 年 2 月 1 日時点の飼養状況は、飼養戸数 138 戸、飼養頭数 287,400 頭、子取り用めす豚飼養戸数 117 戸、同飼養頭数 25,600 頭で、飼養戸数では全国第 8 位、飼養頭数では全国第 12 位となっている。

豚熱に関しては、飼養豚への豚熱ワクチン接種及び飼養衛生管理の強化、並びに野生イノシシへの経口ワクチン散布及び捕獲強化等の対策により、令和 2 年 1 月以降、県内の飼養豚における発生は確認されていない。しかし、令和 7 年度も野生イノシシでの豚熱陽性が確認されており、各種対策を継続して行う必要がある。

最近の養豚を取り巻く環境としては、CPTPP、日 EU・EPA 及び日米貿易協定が発効となり、輸入豚肉との厳しい競争にさらされているだけでなく、国内においてもブランド化が進み、産地間競争が激化している。さらに、配合飼料価格の高止まりや、家畜排せつ物等の適正な処理や利用をはじめとする環境対策の重要性が増してきているなど、厳しい経営環境にある。

一方、豚肉の消費については、食生活の多様化・高度化を背景とした食肉需要に支えられ堅調な伸びを示している。令和 3 年度には新型コロナウイルス感染症による「巣ごもり需要」などにより、国内消費量 185 万トンと過去最高となり、その後も物価上昇による需要のシフト等により 184 万トン前後で推移している。それに伴い令和 4 年度以降、豚枝肉卸売価格が上昇し、令和 6 年度には 3 年連続過去最高を更新することとなった。

今後、県民への安定的な豚肉供給を継続するためには、県内の生産者が安定的に経営を維持する必要がある。そのためには、生産者自らが、豚熱を始めとした各種疾病に対する衛生対策や生産コストの削減を推進した上で、安全で良質かつ定質な肉豚生産を行うことが求められる。また、長期的な安定供給を図るため、将来の担い手の育成及び確保を推進していく必要がある。

そのため、県における生産基盤維持・強化施策の軸として、種豚の改良及び衛生対策も含めた養豚振興に必要な対策を、県・市町・関係団体及び生産者が一体となって取り組んでいく。

併せて、関係機関は安定した経営を維持できる環境整備や、経営及び技術指導を行うことにより、生産基盤を維持及び強化していく。

2 種豚の改良と先進技術の利用

(1) 能力に関する改良目標

生産コストの低減及び消費者ニーズに対応した高品質な豚肉生産に資するため、能力検定や遺伝的能力評価により産肉能力及び繁殖能力の判明した優良な種豚の有効利用を図ることにより純粋種豚の能力向上に努め、併せて飼養管理の改善を図る。

ア 繁殖性

産子数や離乳頭数は改良先進諸国の種豚と比較して能力差があるため、雌系の純粋種について繁殖性の改良を重点的に進める必要があり、一腹当たり分娩頭数の改良を図る。

イ 産肉性及び肉質

生産コストの低減を図る観点から、一日平均増体量を向上させることにより、肥育豚の出荷日齢の短縮を図る。また、ロース芯面積及び背脂肪層の厚さは、流通及び消費者ニーズを鑑み、現在と同程度のものとする。デュロック種については、食味を向上させるため、ロース芯の筋肉内脂肪含量の向上を図る。

ウ 強健性

種豚としての資質に優れ、発育に応じて体各部の均整のとれたものにする。また、強健で肢蹄が強く、適度な供用期間に耐えうるもの、性質温厚で飼養管理の容易なものとする。

エ 飼料利用性

生産コストの低減を一層推進する観点から、肉質への影響も考慮しつつ、きめ細やかな飼養管理による生産性の向上にも努めることにより、飼料要求率の改善を図るものとする。

(2) 品種の位置付け

一代雑種及び三元肉豚で能力を十分に発揮できるように、各品種は次のような特性を考慮し位置付ける。

ア 繁殖能力の高い品種…ランドレース種、大ヨークシャー種

イ 産肉能力の高い品種…デュロック種

(3) 先進技術の利用

豚受精卵及び精液の凍結保存技術を利用し、家畜伝染病発生等のリスク回避を行っていく。さらに、保存した受精卵及び精液を系統の適正維持に利用できる体制を整えることで、能力低下や繁殖障害を引き起こす系統維持群の近交度上昇の抑制に取り組む。

また、種豚の改良に DNA 解析等の高度な技術を利用することで、改良速度を

向上させるとともに、特色ある種豚の作出を検討する。

《純粋種豚の能力に関する目標数値》

	品種	繁殖能力		産肉能力		
		離乳頭数	子豚総体重	1日平均増体重	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
現在	ランドレース種	頭/腹	kg/腹	g	cm ²	cm
	大ヨークシャー種	9.9	58	903	30	1.8
	デュロック種	10.3	60	913	32	1.7
目標 (令和17年度)	デュロック種	7.2	52	1,034	40	1.6
	ランドレース種	11.2	66	910	32	1.8
	大ヨークシャー種	11.0	68	950	32	1.7
	デュロック種	8.3	54	1,100	40	1.6

注1：繁殖能力は分娩後3週齢時の母豚1頭当たりのものである（ただし、デュロック種は分娩後25日齢時）。

注2：産肉能力は雄豚の産肉能力検定（直接検定）によるものである。

注3：1日平均増体重は体重30kgから105kgまでのものである。

注4：ロース芯の太さ及び背脂肪層の厚さは、体重105kg到達時における体長の2分の1の部位で測定したものである。

注5：「現在」の数値は、現在供用している系統豚の、完成時点のものである。

《肥育もと豚生産用母豚の能力に関する目標数値》

	離乳頭数	分娩回数	母豚1頭当たり年間離乳頭数
	頭/腹	回/年	頭
現在	11.2 ^{**}	2.3 ^{**}	25.8
目標 (令和17年度)	12.6	2.3	27.5

※：一般社団法人日本養豚協会 2024年度養豚農業実態調査報告書東海地方データ

《肥育豚の能力に関する目標数値》

	出荷日齢	出荷体重	飼料要求率
	日	kg	
現在	180.4 ^{**1}	115.6 ^{**1}	2.9 ^{**2}
目標 (令和17年度)	180	120	2.8

注：飼料要求率は、生時から出荷までの肥育豚のものとする。

※1：一般社団法人日本養豚協会 2024年度養豚農業実態調査報告書東海地方データ

※2：家畜改良増殖目標（令和7年4月）

《系統豚の造成状況》

時期	品種	名称	造成場所
昭和 54 年	ランドレース種	アイリス	農業総合試験場
昭和 60 年	デュロック種	サクラ 201	農林水産省白河種畜牧場
昭和 63 年	大ヨークシャー種	アイリスW	農業総合試験場
平成 8 年	ランドレース種	アイリスL 2	農業総合試験場
平成 15 年	大ヨークシャー種	アイリスW 2	農業総合試験場
平成 18 年	デュロック種	アイリスナガラ	農業総合試験場
平成 22 年	ランドレース種	アイリスL 3	農業総合試験場
平成 28 年	大ヨークシャー種	アイリスW 3	農業総合試験場
令和 7 年	デュロック種	アイリスD 2	農業総合試験場
令和 7 年	ランドレース種・大ヨークシャー種 新系統造成着手（新認定基準）		農業総合試験場

《系統豚維持群の規模》

品種	名称	頭数
ランドレース種	アイリスL 3	雌 30 頭 雄 7 頭
大ヨークシャー種	アイリスW 3	雌 30 頭 雄 7 頭
デュロック種	アイリスナガラ又は アイリスD 2	雌 30 頭 雄 7 頭

3 今後の推進方策

(1) 飼養頭数

豚肉の需給動向に留意した生産を行うこととして、飼養頭数を 283 千頭（現在 287.4 千頭）とする。

(2) 推進体制

系統豚の造成は農業総合試験場、維持は畜産総合センターで行い、愛知県経済農業協同組合連合会及び愛知県養豚農業協同組合を通じて普及推進を図る。系統豚を利用した県内の飼養頭数割合は、令和 6 年度時点で約 9 % であるが、令和 17 年度の県内飼養頭数割合が約 5 割となるよう、県機関等からの人工授精用精液や一代雑種の供給等の体制を構築し、系統豚の利用を希望する生産者の要望を満たすとともに、系統豚の特性や能力等を未利用生産者へ積極的に情報発信し、新たな需要の掘り起こしに努める。

また、農林水産事務所、家畜保健衛生所、市町村及び関係団体と連携して生産者における飼養状況について情報収集し、改良に活かす。

(3) 生産者の技術向上

技術の普及・指導は、農林水産事務所、農業大学校、農業総合試験場、家畜保健衛生所、畜産総合センター及び関係団体が連携して行う。

出荷日齢及び枝肉成績等の肥育データを活用した計画的な交配の実施、分娩・育成管理の徹底による事故率低減、人工授精等各農場の生産体系に適した繁殖技術の利用、飼養環境の改善、飼料給与技術の向上及び適正な出荷調整等について技術指導を行う。さらに、国の畜産クラスター事業等を活用して飼養規模の拡大及び経営安定化のための経営支援を行う。

継続的に後継者の育成・確保を図るため、経営コスト削減に有益な各種情報の提供と、生産者の経営規模及び技術レベルに合ったきめ細かな支援・指導を推進するとともに、新規就農を目指す人材の育成を図るため、技術習得に適した研修の受け入れ先等についての情報提供を行う。

また、他産業並の労働時間及び所得が確保できる魅力ある産業に育成していくため、新技術の導入による作業の効率化及び省力化や、法人化の促進、休日確保できる就労体系の確立に向けた指導を行う。

(4) 環境対策

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を遵守し、周辺環境への適切な対応に努めるものとする。

資源の有効利用及び循環型社会形成への貢献を推進し、養豚業の持続的な発展を図るため、飼料用米や、食品循環資源利用飼料（エコフィード）については、その安全性を確保しながら利用を促進する。また、良質な堆肥生産及び耕畜連携に積極的に取り組んでいく。

(5) 衛生対策

豚熱やアフリカ豚熱等の家畜伝染病はもとより、豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）や豚サーコウイルス関連疾病等の生産性を阻害する慢性疾病の発生予防及びまん延防止のため、家畜保健衛生所が中心となって、飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導するとともに、導入豚の衛生検査の実施、各種ワクチン接種及び農場 HACCP や畜産 GAP 等の生産工程管理の啓発・普及に努める。

また、薬剤耐性菌対策として、飼養衛生管理の徹底やワクチン接種による感染症の予防、抗菌剤の使用機会の削減等による抗菌剤の慎重使用の取組みを推進する。

(6) アニマルウェルフェアへの配慮

豚が本来持つ能力を十分発揮させるためには、日々の飼養管理や適切な飼料給与、丁寧な取り扱いなどの豚を快適な環境で飼養するアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が重要である。このため、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）及び「豚の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け

5 畜産第 1065 号) の周知及び普及を推進する。

(7) 地球温暖化対策

暑熱による繁殖・肥育成績の低下への対策として、近年の夏の気候を考慮した適切な換気、断熱効果の高い畜舎設計や塗料等の利用及び送風ファンやクーリングパッドなどの冷却装置、散水設備の設置や効果の検証等を推進する。

(8) 食味に関する指標

消費者の多様なニーズに応じた肉質の改良を進めるため、保水性や筋肉内脂肪等の食味の評価に関する科学的知見の蓄積に努め、指標化項目や評価手法の検討及びその簡易な測定・分析手法の確立・普及を図る。

IV 鶏等

名古屋種とうずらについて、下記のとおり改良増殖に関する目標を定める。

1 卵用名古屋種

(1) 能力に関する改良目標

国内で流通している採卵鶏の多くが外国種という現状を踏まえ、本県の特産家きんである名古屋種の卵の供給を拡大させるため、生産能力の向上及び生産コストの低減を図るとともに、「さくら色」、「白斑点」等の特色ある品質を維持・改良する。

ア 生産性を高めるため、卵重量及び飼料要求率の向上を図る。

《能力に関する目標値》

	産卵率	卵重量	日産卵量	50%産卵日齢	飼料要求率
現在 (令和7年度)	% 70	g 58	g 41	日 162	2.7
目標 (令和12年度)	70	59	41	162	2.6

注1：産卵率、卵重量、日産卵量及び飼料要求率は、それぞれ鶏群の50%産卵日齢に達した日から10ヶ月間における数値である。

注2：日産卵量＝産卵率（％）×卵重量（g）

イ 名古屋種の卵の特徴である「さくら色」及び「白斑点」について、色や斑点の斉一性を高めるための改良を進める。

(2) 能力向上に資する取組

改良・増殖の基盤強化のため、遺伝資源を保存するとともに、生産性向上のための飼養管理方法の改善を推進する。

ア 精子及び始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存により、遺伝的多様性の保持及び高病原性鳥インフルエンザをはじめとする各種疾病に対する系統保存対策に努める。

イ 効率的な改良に資するため、DNA解析等新技術の開発・利用を推進する。

ウ 光線管理による産卵時刻調整技術を開発する。

(3) 今後の推進方策

ア 特長ある系統を開発し、生産現場での普及を促進する。

イ 需給動向に留意した生産を行うことを旨とし、ひな出荷羽数は年間140千羽とする。

2 肉用名古屋種

(1) 能力に関する改良目標

国内で流通している肉用鶏の多くが外国種という現状を踏まえ、本県の特産家きんである名古屋種の肉の供給を拡大させるため、生産能力の向上及び生産コストの低減を図るとともに、肉の歯ごたえ等の特色ある肉質を維持・改良する。

ア 生産性を高めるため、体重、飼料要求率等の向上を図る。

《能力に関する目標値》

	体重	育成率	飼料要求率
現在 (令和7年度)	g 3,200	% 96	4.2
目標 (令和12年度)	3,300	97	4.1

注1：体重は、雄126日齢の体重である。

注2：育成率は、126日齢時の鶏群の、え付け羽数に対する羽数の比率である。

注3：飼料要求率は、雄126日齢時における体重に対する飼養期間中に消費した飼料重量の比率である。

イ 肉の歯ごたえ、アミノ酸組成、脂肪酸組成等のおいしさ評価に関する科学的知見を蓄積し、消費者ニーズにあった「おいしい」肉の生産を図る。

(2) 能力向上に資する取組

改良・増殖の基盤強化のため、遺伝資源を保存するとともに、生産性向上のための飼養管理方法の改善を推進する。

ア 精子及び始原生殖細胞 (PGCs) の凍結保存による遺伝的多様性の保持ならびに高病原性鳥インフルエンザをはじめとする各種疾病に対する系統保存対策に努める。

イ 効率的な改良に資するため、DNA解析等新技術の開発・利用を推進する。

ウ 喧噪性による経済損失(密集死やつつきによる商品価値の低下等)を抑えられる飼養管理技術を開発する。

(3) 今後の推進方策

ア 特長ある系統を開発し、生産現場での普及を促進する。

イ 需給動向に留意した生産を行うことを旨とし、ひな出荷羽数は年間1,500千羽とする。

3 うずら

本県の特産家きんであるうずら卵の供給拡大のため、繁殖能力を向上させて生産性を向上させるとともに、飼養管理方法の改善により、生産コストの低減や品質の向上を図る。

- (1) 繁殖能力に優れた雄のブラウンウズラ系統を新たに造成する。
- (2) 生産性を高めるため、育成率、産卵率、飼料要求率等の向上を図る。
- (3) 農場内での病原体等の反復感染を防止するため、オールイン・オールアウト方式の導入を推進する。
- (4) 高病原性鳥インフルエンザをはじめとする各種疾病に備え、精液の凍結保存による系統保存対策に努める。

4 その他

(1) 衛生対策

家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導するとともに、生産者における生産管理の徹底や効率性の向上による経営基盤の強化のため、農場 HACCP や畜産 GAP 等の生産工程管理の普及を通じ、生産者の家畜衛生、作業安全等の取組を推進する。

また、薬剤耐性菌対策として、飼養衛生管理の徹底やワクチン接種による感染症の予防、抗菌剤の使用機会の削減等による抗菌剤の慎重使用の取組みを推進する。

(2) 環境対策

畜産環境の改善に係る飼養管理技術の向上等を推進し、鶏ふん及び鶉ふんに係る環境負荷の低減を図るとともに、その適正な処理と利用を促進する。

(3) アニマルウェルフェア

「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）、「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1066号）及び「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1067号）の周知及びその普及を推進するものとする。

(4) 暑熱対策

暑熱による生産性の低下への対策として、適切な換気、断熱効果の高い畜舎設計や塗料等の利用及び送風ファンやクーリングパッドなどの冷却設備、散水設備の設置や効果の検証等を推進する。